

## カントの「自然の合目的性」(II)ー「趣味の批判」における主観的目的性の超越論的論議ー

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-05-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山本, 達 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10098/5330">http://hdl.handle.net/10098/5330</a>

## カントの「自然の合目的性」(Ⅱ)

### ——「趣味の批判」における 主観的合目的性の超越論的論議——

山 本 達

(昭和60年10月15日 受理)

『判断力批判』の第一部、「美感的ästhetisch判断力の批判」において、いわゆるカント美学が成立し、これによってカントには、近世美学の真の創設者としての名誉が与えられている<sup>(1)</sup>。カント美学が、シラーに代表されるドイツ古典主義における美学思想に対して多大な影響を与えたことは、精神史的な事実として周知のとおりである<sup>(2)</sup>。しかしここで我々が「美感的判断力の批判」の問題に一瞥を投げかけたい動機は、カント美学の全体像に接近するための視点を持つことにあるのではない。又、カント美学の哲学史的な考察に役立つような手掛りを求めたいからでもない。

カントは、「美感的判断力の批判」が専ら超越論的哲学の問題圏域に属し、他の先行する「批判」に密接に関連すると考える。「美感的判断力としての趣味能力の研究は、趣味の涵養や開化のためのものではなくて……単に超越論的意図においてのみ行われる(V.170)<sup>\*</sup>。カントによれば(vgl., V.286)、「趣味の批判」は技術Kunstであるか学であるかのいずれかであるが、前者としての「批判」は、趣味の経験的な諸規則を探究しこれを実例で説明することによって、個々の芸術作品を批評する。これに対して後者は、趣味の判定能力それ自体の批判として、「その判定の可能性を認識能力一般としてのこの能力の本性からして導出する」ような試みとされる。カントは、趣味の判定を人間の認識能力一般の本性に還元して、これによって趣味の判定の可能性のための原理を批判的に確立する「超越論的批判」に、『判断力批判』における最も重要な課題を見ているのである(vgl., V.169)。

周知のように、「趣味の批判」が超越論的哲学に属する問題を含むというカントの考え方は、『第一批判』の第一版におけるカントでは明確に拒否されている(A.35)。『判断力批判』において始めて、「趣味の批判」に対しても超越論的哲学の一翼を担うべき使命が負わされるに至る<sup>(3)</sup>ということに、この「批判」、従って又『判断力批判』全体がはらんでいる重要な問題性があることは否定できないであろう。「趣味の批判」の超越論的性格が『第一批判』では認められていないことだとすれば、この点でのカントの考え方の変更は、カント哲学全体にとって仔細なことなのか、或いは、カント批判哲学の成熟、超越論的哲学の内的な変化・発展を物語ることなの

か、我々としては興味ある問題である。

カントは「趣味の批判」をとおして、趣味能力を「美感的な反省的判断力」に還元する。そしてその原理を〈自然の合目的性〉に見出す。ところでカントにおいて、趣味能力がそこに還元されることによって趣味能力に超越論的意義が与えられるということは、判断力が反省的な判断力としてアプリアリの認識能力の体系の内に独特の位置を占めるものであるという前提の下で、主張されている。その場合、判断力が反省的判断力として固有のアプリアリの原理を持つという、このカントの前提は、『判断力批判』の「序論」において執拗に論じられた処である。そしてそれと同時に又、その原理は、〈自然の合目的性〉であること、内容的には〈自然の体系的統一〉〈経験或いは悟性認識の体系的統一〉を思惟可能にする理性の原理（超越論的理念）と密接な連関にあることが説かれたのである<sup>(4)</sup>。従って「美感的判断力の批判」における実質的な核心的議論は、趣味能力の根源である美感的判断力が反省的判断力としてそれ自身の固有の原理（自然の合目的性）を要求し得るといふことの論証にあると言えるのである。

しかるに我々の見るところ、この点に関するカントの論議は必ずしも明瞭ではない。我々には、カントが「美感的判断力の批判」の名で何を一体解明しようとするのか、又、美感的判断力の超越論的意義を何処に見届けようとするのか、カントの意向を質することが容易ではないのである。そのように見られる主要な理由の一つは、カントにおける美感的な反省的判断力の「反省」の二義性によると考えられる。美感的判断力の「反省」とは、一体、何についてのどのような次元における反省なのであるか。

美感的判断力の反省に関して、カントは、少なくとも二つに区別されるべき異なる次元の反省を区別することなしに、議論を進めているようである。第二の理由としては、その論議によって解明されるべき〈自然の合目的性〉が、それ自体どのような事態を意味するのであるのか、この点についても二義性が見られるのである。これをもカントは又、曖昧なままに放置していることが挙げられる。本稿では、これらの点に考慮を払うことによって、カントにおける美感的判断力の構造を解明すると共に、その原理としての〈自然の合目的性〉に読み取られるべき超越論的意義を浮き彫りにしたいと思う。この試みはしかし、我々にとっては予備的な作業に過ぎず、〈自然の合目的性〉の問題をカントの超越論的哲学全体の統一的解釈へと位置づけるべき課題は、本稿の務めではないことをあらかじめ断っておく。

## (一)

カントは、認識能力、快・不快の感情そして欲求能力という心 Gemüt の能力の三分説に依拠しながら、超越論的批判としての「趣味の批判」に着手する。カントによれば、この差異を単なる外見上のこととして、それらを唯一の能力、例えば認識能力に還元するような従来の試みは空しいものであると考えて、感情の独自性を主張する (vgl. XX.206)。

カントによれば趣味判断（美感的判断）は正に、感情に関わるが、感情が他の二つの能力と

## カントの「自然の合目的性」(Ⅱ)

区別されるメルクマールは、感情が「表象における全く認識要素とはなり得ない主観的なもの (V.189)」であることに求められる。「客観と、表象の意識統一に関わる (XX.206)」ような表象は認識能力に、表象が「表象の客観の現実性の原因 (XX.206)」とされるならば、そのような表象は欲求能力に属する。これに対して表象が専ら主観にのみ関係するならば、その限りでそれは快・不快の感情に結びつくとされる。又、客観に対する一切の理論的、実践的な関係の断たれた、単に主観に対するのみの表象の関係、或いはそのような表象の性質が「美感的ästhetisch」と言われる (V.188)。端的に言えば「この関係において、表象によって触発される主観が自己自身を感じる (V.204)」のである。

カントにおいて、感情は感覚Empfindungであるが、しかしこれと全く同一なのではない。というのは、感覚は、「経験的表象の実在的なものを意味する」限りでは、それ自身「客観的であり得る (V.203)」からである。即ち、「(認識能力の一部である受容性Rezeptivitätとしての感官による) 事象の表象 (V.206)」が感覚と呼ばれるとすれば、そのような感覚は「感官による客観的な表象 (V.206)」と言える。これに対して、快・不快の感情にはそのような客観への関係も欠落する。例えば、「草原の緑色は、感官の対象の知覚として客観的な感覚に属する。しかしその緑色の快適は、これによっていかなる対象も表象され得ない主観的な感覚、即ち……感情に属する (V.206)」カントはこのように、感覚が経験的な知覚の内容として尚客観に関係し得るものであるのに対して、感情は専ら主観にのみ関係する、主観的なものであることを強調する。そしてこうした快の感情が「心の状態Zustand des Gemüts (V.204, XX.230)」とも名付けられるのである。

快の感情は、このようなものとして、心の能力の体系における固有の一部門として位置付けられる。その場合、カントは、この快の感情から、欲求能力に結び付くところの「快」を除外するように注意を促している。感情の独自性についてのカントの主張に関しては、我々はその点に先ず注目すべきである。客観的な感覚に直接に結び付き、欲求能力の規定根拠となるような快・不快の感情、更に又、理性による意志の規定から必然的に生ずるような快・不快の感情も「趣味の批判」で問題とされるべき、心の能力の一部門としての特有な感情には値しないと言われるのである (vgl., XX.206f)。「趣味の批判」において抽出されるべき快の感情は、カントによれば、いかなる意味でも欲求能力と結び付かない純粹の感情でなくてはならないのである。このカントの考え方が、実はテキスト本論の冒頭における、趣味判断の第一のメルクマールとしての「関心なき適意」というテーゼとなって表わされると云ってよい。

美感的判断、趣味判断は快の感情に基づく。カントはこの快の感情の第一の特性を、テキスト本論では「関心なき適意 Wohlgefallen ohne alles Interesse」に見る。我々はこの「適意」の語を、快の感情と同義的な術語として理解しておいてよいであろう。趣味判断の根拠である適意とは、いかなる適意であるのか。どのような適意が趣味判断の規定根拠たり得るのか。カントの考え方をしておく。

「趣味判断を規定する適意は、一切の関心を欠くのである (V.204)。」元来、カントにおいて、関心には実践的性格が本性的に具わっていると言ってよい。このことは既にカントの『道徳形而上学の基礎付け』及び『実践理性批判』にはっきりと示されている。それによると、「関心とは、これによって理性が実践的になる、即ち、意志を規定する原因になるところのもの」であり、従って「何かに関心を払う」者は、独り理性的存在者のみである。「理性を欠いた被造物は、単に感性的刺激のみを感じるに過ぎない (IV.459 FuBn.)」又関心は、「理性の諸原理への……意志の依存 (IV.413 FuBn.)」とか、「理性によって表象される限りでの、意志の動機 (V.79)」とも定義される。しかしその上でカントは、こうした関心を、狭義の「実践的関心」と「感性的pathologisch関心」とに分けて考えてもいる (IV.413 FuBn.)。前者は、行為に対する理性の「直接的な関心」であり、後者は、「間接的な関心」であって (IV.460 FuBn.)、前者が「道徳的関心 (V.79)」に他ならない。カントによれば、狭義の実践的関心、即ち道徳的関心が、「行為の格率の普遍妥当性が意志の十分の規定根拠である」限りにおける行為についての関心 (IV.460 FuBn.)、即ち専ら、道徳法則の遵守にのみ払われる関心 (vgl., V.79) である。これに対して広義の実践的関心が感性的で間接的でもあり得るとするのは、その関心が行為それ自体に対するというよりも、むしろ行為によって実現されるべき対象についての関心であり、しかもその場合、その対象があらかじめ行為に先立って、自然的欲求や傾向性の対象として、経験的に与えられている必要があるからである<sup>(5)</sup>。このような『道徳形而上学の基礎付け』や『実践理性批判』における「関心」の概念が、『判断力批判』における「関心なき適意」に関するカントの考察にも継承されていることは言うまでもない。

テキストによれば、関心に結合する適意が、一つには〈快適への適意〉、二つには〈善への適意〉として特徴付けられる。その場合、〈快適への適意〉の条件としての関心が感性的、間接的な関心を、〈善への適意〉の条件としての関心が狭義の実践的、道徳的関心を意味することは明らかであろう。「快適とは、感覚において感官の意に適うものである (V.205)」が、それが関心に結びつくのは、その適意が「感覚をとおして、(快適とされる対象) 同じ対象への欲望を喚起する (V.207)」からである。〈善への適意〉も又、これの条件としての関心に結合する。善は一応、手段としての善 (=有用 nützlich) と、それ自体としての善 (=道徳的善) とに分けられるが、いずれにせよ、理性的な意欲の対象として、それに対する直接的な実践的関心が払われる。特に道徳的善への適意は、道徳的行為の遂行から直接的に帰結する適意であって、それは道徳的行為についての道徳的関心に基づいて始めて可能である (vgl., V.207f.)。カントは、〈快適への適意〉と〈善への適意〉とは、一方が感官感覚に、他方が純粋な実践理性の働きに帰せられる点において、本質的に区別されなくてはならないが、しかし両者は共に、対象ないしは行為への実践的関心が適意の条件として結合するという点では同じであることに注意を促す (vgl., V.209)。「快適と善とは共に、欲求能力への関係を有し、その限りで前者は感性的に条件付けられた適意を、後者は純粋な実践的適意を伴う (V.209)」のである。

## カントの「自然の合目的性」(Ⅱ)

〈快適への適意〉も〈善への適意〉も、それ自身は快の感情ではあっても、このような関心に結合する適意、快の感情には、その根拠としてか或は帰結としてか、必然的に欲求能力が結合する。従って趣味判断を規定する適意、快の感情が「関心を欠く」ものであるというカントの主張は、「表象がこれの客観の現実性の原因とされる (XX.206)」ような欲求能力に対してその快の感情が無関係でなくてはならないという、その感情に関する消極的な規定を表わしている訳である。こうした感情をカントは、「美なるものへの趣味の適意」とか「無関心で自由な適意」と呼ぶ (V.210)。従って、この適意によって規定される趣味判断において問われていることは、結局のところ欲求能力から独立に「対象の純然たる表象に……適意が伴うか否か (V.205)」である。カントによれば、趣味判断はこの意味で、「対象の現存Existenz」に関して全く「無頓着」であり (V.205)、本性的に「観照的 kontemplativ (V.209)」でなくてはならないともされるのである。

以上のようにカントにおいて、趣味判断にその第一のメルクマールとして「関心なき」の特徴が与えられることによって、欲求能力からの感情の独立性、或は純粋性が主張されるということは、我々にとって重要である。というのは、事からの純粋性はカントの場合、そのアプリオリの根拠への問いを不可避免的に含むからである。快の感情の純粋性が主張され得るためには、そのアプリオリの根拠・原理が求められなくてはならないとカントは考える。快の感情が、心の固有の能力として、他の二つの能力と並び立つ独自性を持つためには、それに固有のアプリオリの原理が発見され立証される必要があるのである (vgl., XX.207)。

カントは、快の感情一般を説明して、「快とは、そこにおいて表象がそれ自身と調和的に合致する zusammenstimmen 心の状態である (XX.230)」と言う。そしてこの説明に関して、「この感情が感官感覚に伴うのか、反省に伴うか、或いは意志規定に伴うか (XX.230)」の区別を立てる。これらの内、第一のものが快適への適意を、第三が善への適意を意味することは言うまでもない。第二の〈反省に伴う快〉のみが趣味判断を規定する快なのである。この〈反省に伴う快〉に対してカントは、「これ〔心の状態〕を専ら自分自身で保持する根拠 (XX.230)」という補足的説明を加えている。別の箇所では、「この関係〔表象の主観に対する関係〕において表象が自己自身にとって、それ自身の現存を単に主観の内にものみ保持する根拠である (XX.206)」とも述べる。我々は、この二つの説明を照合すると、今や問題とされるべき〈反省に伴う快〉には、それがその根拠を単に主観の内にも持つのみならず、それ自身が自己自身を保持する根拠であるという性質が附与されていると言ってよいであろう。それでは、ここで反省とは何を意味するのか、快が「反省の快<sup>(6)</sup>」であることによってアプリオリの原理を持つということはどういうことなのか、又、そのような快の内容は一体何であるのか。「関心なき」という趣味判断の第一のメルクマールは、これらの問いを孕んでいるように思われるのである。我々はしかし、これらの問いを検討するまえに、カントが趣味判断にその第二のメルクマールとして与えている特徴、即ち、「概念なき普遍妥当性」にも触れておかななくてはならない。

「概念なしに普遍的に意に適うものが美である (V.219)。」〈概念なき普遍的適意〉というこの

メルクマールは、カントによれば、趣味判断は概念なき適意に基づくがゆえに、決して客観に関する認識判断ではないこと、それにもかかわらずその判断には何らかの意味での普遍妥当性が存することを意味するのである。前段の主張は、趣味判断を規定する適意が単なる快の感情であるという先のメルクマールの内に、含まれていると見なすことができよう。唯、「関心なき」という趣味判断の第一のメルクマールが、これまで見てきたように、欲求能力からの快の感情の独立性を表わすことに主眼があるとすれば、「概念なき」のメルクマールは、狭義の認識能力からの趣味能力の独立性を顕立たせる面を持っていると言えるのである。

カントは、趣味判断の〈概念なき普遍妥当性〉を、その第一のメルクマールである〈関心なき適意〉から導出し得ると見なしている (V.211)。即ち、〈関心なき適意〉は、その適意が「あらゆる人にとっての適意の根拠を含まなければならない (V.211)」を含意するというのである。カントによれば、〈快適への適意〉は「私的感情」に他ならず、これに基づく判断には「各人が自己自身の(感官の)趣味をもつという原則」が妥当するのに対して、勝義の趣味判断では「他人にまさしく同一の適意を要求する zumuten」, 言い換えれば「あらゆる人の同意を正当に要求し得る」という契機が不可欠だとされるのである (vgl. V.212~3)。この要求が「あらゆる人にとっての妥当性に対する要求」、「主観的普遍性に対する要求」とも言われる (V.212)。こうした普遍妥当性への要求が、果して、カントの言うように、〈関心なき適意〉から必然的に導出され得るのかどうかは問題であるにしても、ともかく趣味判断には普遍妥当性への要求があると、カントは主張する。カントは、この主張が「美感的判断力の批判」の問題に対して軽視し得ない意義を有していると、次のように述べている。

「趣味判断に見出される美感的判断の普遍性のこのような特殊な規定は、確かに、論理学者にとってではなくとも、しかし超越論的哲学者にとっては一つの注目すべきことである。その規定は、その根源を発見するのに超越論的哲学者に少なからぬ労苦を要求するが、しかしそれは、その代償として、こうした分析なしではおそらく未知のままに終るであろう我々の認識能力の或る固有性を明るみに出してくれるのである (V.213)。」

ところで趣味判断の普遍妥当性は、「普遍妥当性への要求」という意味でのみ問題にされ得るとカントは考える。従ってカントは、その普遍妥当性を「主観的普遍性への要求 (V.212)」とか「主観的な普遍妥当性 (V.215)」と名付けるのである。そしてその普遍妥当性がそのような性質のものであらざるを得ない理由をカントは、趣味判断の他ならない〈概念なき〉という特徴に認めるのである。趣味判断は、認識判断のように客観の概念に基づいて客観について、何一つとして物語ることはない。単に、与えられた表象を快・不快の感情にのみ関係付ける。従って、趣味判断に関して普遍妥当性が問題とされ得るとしても、それは、客観についての概念に依拠する「客観的な普遍妥当性」ではなくて、「快・不快の感情に対する……表象の関係についての、あらゆる主観にとっての妥当性」に過ぎないと言う (V.214~5)。カントは又、こうした趣味判断の主観的な普遍妥当性を「共通妥当性 Gemeingültigkeit (V.214)」とも呼んでいる。

## カントの「自然の合目的性」(Ⅱ)

このようにカントにおいて、趣味判断の普遍妥当性は、単に、表象と主観（の感情）との関係に附与されるべき性質と見なされているのである。してみれば、そのような関係が成立するとすれば、快の感情それ自身が普遍的として特徴付けられても、カントにとってそれは言い過ぎとはならないであろう。実際カントには、そのような意味における快の感情についての説明が見られる。「……趣味判断においてあらゆる人に妥当するものとして……表象されるものは、快ではなくて、この快の普遍妥当性である (V.289)。」「趣味は、与えられた表象に（概念の媒介なしで）結合する感情の伝達可能性 *Mittheilbarkeit* をアプリアリに判定する能力である (V.296)。」カントにとっては、実に趣味判断は普遍妥当性を要求し、又与えられた表象に関して快の普遍妥当性を、感情の（普遍的）伝達可能性を判定する判断に他ならないのである。

それでは、快の普遍妥当性、感情の（普遍的）伝達可能性とはどういうことか、又、そのような快の内実は何であるか、この問いに対するさしあたっての解答をカントは、〈概念なき普遍的適意〉というメルクマールに関する論述に当てられた章節の最後で与えている。それによって始めて、我々に趣味判断の積極的な特徴が提示されることにもなるのである。

カントによれば、趣味判断の規定根拠は客観の概念ではなくて、単なる主観の内にあるのであって、それは「与えられた表象における心の状態の普遍的伝達可能性 (V.217)」である。そしてカントはこの心の状態を「表象諸力が或る与えられた表象を認識一般へと関係付ける限りにおける、表象諸力の相互の関わりにおいて見出されるような心の状態 (V.217)」と見なすのである。ここで重要なことは、カントが、普遍的に伝達可能なる心の状態に関して、(1)表象諸力の相互的な関わり、(2)表象諸力による表象の認識一般への関係付け、の二点を指摘していることであろう。しかもカントによれば、趣味判断では、認識判断におけるように客観の一定の概念によって表象諸力が制限されることがなく、従ってその場合、表象諸力は「自由な生動 *Freies Spiel* (V.217)」にあらねばならないとされるのである。かくして、その心の状態は、「与えられた表象について表象諸力が認識一般へと自由に生動することの感情の状態 (V.217)」として特徴付けられる。又、この場合、表象諸力は一定の客観の概念に従うことなく自由な生動にあるとは言え、認識一般に関係する認識能力に他ならないのである。そしてその能力が、他でもない直観の多様の把握 *Auffassung* の作用である構想力と、その統一のための悟性とされるのである。こうして趣味判断における普遍的に伝達可能なる心の状態は、「或る表象における認識諸能力の自由な生動の状態 (V.217)」として、趣味判断における快は、「認識諸能力の調和 *Harmonie* についての快 (V.218)」として特徴付けられるのである。

カントは、この心の状態が趣味判断において単に感じられるものであることを強調する。「かりに、趣味判断の誘因である与えられた表象が概念であるとすれば、……この〔構想力と悟性との〕関わり意識は知性的であろう……。しかしその場合には判断は、快・不快の感情との関係において下されたことにならないであろう。……関わりのかの主観的統一は単に感覚によってのみ知られ得る (V.218~9)。」その感覚は、「無規定的であるが……しかし和合的である



einheilig 活動に向けられた二つの能力（構想力と悟性）の生氣Belebung (V.219)」である。換言すれば、それは、「相互的な調和的合致Zusammenstimmungによって生氣付けられた二つの心の力の軽快な生動」において成り立つとされるのである (V.219)。このようにカントは、趣味判断を規定する快の感情が、（与えられた表象を機会として）自由な生動にあって生き生きと働く認識諸能力の活動状態自身の感得であると説く。その限り、ここでは一種の生命感情について語られているようにも思われる。

このように趣味判断を規定する心の状態が感情であることをカントは到るところでさまざまな形で強調する。「心の諸力の生動における和合の（内官による）感情 (V.228)」とか「認識一般へと向かう認識諸力の調和的気分Stimmung (V.238)」とか「自由における構想力と合法則性を具えた悟性との相互的に生氣付け合うことの単なる感覚 (V.287)」等が挙げられよう。この感情は明らかのように、対象の経験的表象に直接的に結びついて与えられるような性質のものではない。それは、表象諸力（認識諸能力）の自由な生動における相互的な関わりを意識を媒介にして始めて生ずるものである。我々は先に、趣味判断を規定する快が〈反省の快〉と呼ばれることに触れた<sup>(7)</sup>。してみるとその反省は、主観における認識諸能力のそのような関わりへの反省的意識を意味すると言ってよさそうである。このような事情をカントは次のように述べている。「単なる反省において、悟性と構想力が相互にそれらの業務を促進するようにと調和的に合致する (XX.221)。」或いは「人は、認識諸能力の一方が他方を同一の表象において促進するか妨害するかして、そしてそのことによって心の状態を触発する限りにおいて、まさしく二つの認識能力のこうした関わりを、単に主観的に過ぎなくとも考察することができる…… (XX.223)。」カントは先に見たように<sup>(8)</sup>快の感情一般について、「この〔主観に対する表象の〕関係において、表象によって触発される主観が自己自身を感じる (V.204)」という説明を与えているが、趣味判断を規定する快は、経験的表象によって直接的に触発されて感じられる快ではなくして、与えられた表象に関する認識諸能力の関わりへの反省に媒介されていることが、ここでは指摘されていると言ってよいであろう。こうした反省の作用が、カントでは、反省的判断力に帰せられることは言うまでもない。

美感的判断は、総じて、快の感情を規定根拠にする。しかるにその感情が「対象の経験的直観から直接的に生じるような感覚」であるならば、その判断は「美感的な感官判断」に過ぎない (XX.224)。これに対してカントによれば、その感情が「与えられた表象において一方の把捉能力と他方の描出能力とが相互に促進し合うことによって、……構想力と悟性との調和的生動が惹き起こる (XX.224)」ようなものであるならば、その場合に限って、その判断は美感的な反省判断、即ち趣味判断なのである。この場合、「判断力は、与えられた直観に対していかなる概念をも前もって準備することがなく、構想力（単に対象の把捉における）を悟性（概念一般の描出における）に突き合わせ、二つの認識能力の関わりを知覚する (XX.223)」のである。それにしても、この判断力が、単なる主観における反省としてであれ、構想力と悟性という認

## カントの「自然の合目的性」(Ⅱ)

識能力の関わりに関連するのであってみれば、こうした反省的判断力による趣味判断がどの点で認識判断と本質的に区別されるのか、その要点を我々は改めて確認しておくなくてはならないであろう。

カントによれば、認識判断にあってはどこまでも客観の概念的規定が問題であって、その際、客観の概念が判断に先立って前提されていないとはならない。即ち、認識判断では、前提された悟性の概念の下に、直観に与えられた多様が、多様の把握能力としての構想力を媒介として包摂される。その包摂の働きが規定的判断力とされる。それに対して、「主観及びその感情の規定 (XX.223)」が問題である美感的判断の場合、しかもその判断が単なる感官判断ではない趣味判断である限りにおいては、表象に結合する快の感情は、判断力による、構想力と悟性との相互的関わりとの反省に媒介されていないとはならない。我々は、趣味判断において判断力によって比較・考量される構想力と悟性との関わりが、認識判断における悟性の概念の下への直観の多様の包摂の関係とどの点で相違するのか、カントの見解のあらましをまとめておく。

先に見たように、カントによれば判断力によって比較・考量される構想力と悟性との関わり合いは、趣味判断の場合、両能力の自由な生動におけるそれであって、決して客観の一定の概念に抱束されないことをその本性としている。他方、認識判断における包摂の関係にあっては、多様の直観及びその把握としての構想力とは、悟性の概念に従属されるべきものとしてあらかじめ規定されている。これに対して反省的判断力によってもたらされるべき認識諸能力の調和的合致にあっては、構想力は、悟性の概念にあらかじめ従属することなく、これから自由であること、それでいながら悟性の働き一般と自ずから調和することを本質的な特徴とするのである。カントは次のように言う。

「趣味は……包摂の原理を含むが、しかし、直観を概念の下に包摂するのではなくて、直観ないしは描出の能力（即ち構想力）を概念の能力（即ち悟性）に包摂するのであって、しかしそれは、前者が自由の状態にありながら、合法性にある後者に調和的に合致する限りにおいてである (V.287)。」

「構想力はその自由の状態にありながら悟性を目醒めさせ、悟性は概念なしに構想力を規則に合った生動へと移行させる (V.296)。」

カントの以上の説明からすると、趣味判断を規定する〈構想力と悟性との自由な生動における調和的合致〉において言われる自由とは、何よりも構想力の自由を意味するものとして理解されなくてはならないのである。その自由は、悟性概念からの構想力の自由を意味するのである。認識判断における構想力は、「判断力の超越論的理説」で問題にされたように、純粹悟性概念による統一の下に働くものとして、悟性との関係において本来自由ではあり得ない (vgl. B. 137ff)。しかるに趣味判断にあっては、構想力は悟性に仕えるのではなくて、逆に「悟性が構想力に仕える」とさえ言われるのである (V.242)。

構想力が悟性（の概念）から自由なるものとして働くというこのカントの考え方は、判断力

の原理としての〈自然の合目的性〉の超越論的意義を検討する我々にとって、極めて注目すべきことのように思われる<sup>(9)</sup>。しかしそのことは今は、唯、触れておくに留めておく。

## (二)

カントは、趣味判断の規定根拠である快を〈反省の快〉として特徴付ける。さしあたって、その反省は、与えられた表象に関する主観の認識能力の相互的な関わり・活動に対する反省の意味に解されてよい。反省的判断力によってもたらされる〈認識諸能力の自由な生動における調和的合致〉が快として感じられるのである。その意味で又我々は、カントにおいてこうした〈調和的合致〉が趣味判断を規定する〈反省の快〉の内実をなす、と見なしてもよいであろう。

ところでカントは、快の感情の内実である〈認識諸能力の調和的合致〉から、これを手掛りにすることによって、趣味判断の第三のメルクマールとしての〈合目的性〉を導き出すのである。カントの「趣味の批判」における〈自然の合目的性〉の超越論的意義を検討しようとする我々にとっては、「美感的判断力の批判」において最初に〈合目的性〉に言及される章節（10節～第12節）は重要な箇所である。この箇所では、趣味判断を規定するものは「一切の目的を欠いた、対象の表象における主観的合目的性（V.221）」に他ならないとされる。この合目的性は「それによって対象が与えられる表象における、合目的性の単なる形式（V.221）」であるとも言われる。カントはこうした〈表象における主観的合目的性〉でもって、何を示そうとしているのであろうか。このことが問題なのである。

「それによって対象が与えられる表象にあつての、主観の認識諸力の生動における単なる形式的合目的性の意識が、快そのものである。なぜならばその意識は、主観の認識諸力の生氣に関する主観の活動の規定根拠を、従って又一定の認識に制限されることのない認識一般に関する内的原因性（これが合目的性である）を、従って表象の主観的合目的性の単なる形式を、美感的判断において含んでいるからである。……その快はやはりそれ自身の内に原因性を持つ。即ちそれは、表象の状態それ自身と認識諸力の営みとをことさらに意図せずして保持する原因性である（V.222）。」

この引用箇所に見る限り、〈表象における主観的合目的性〉をカントは、趣味判断を規定する快の感情の内実としての〈認識諸能力の自由な生動における調和的合致〉という事態それ自身の形式を表わすものとして、提示しているように思われる。〈主観的合目的性〉は「認識諸力の生氣に関する主観の活動の規定根拠」、「認識一般に関する内的原因性」を表わすものであり、そのような形式として、趣味判断を規定する快の感情それ自身の内に内在する原因性なのである。認識諸能力が自由な生動にありながら認識一般へと調和的に合致し、そのことが快として感じられるのは、主観において意図せずに自ずから作用する合目的的な原因性、即ち、主観

## カントの「自然の合目的性」(II)

的合目的性が働くからなのである。この場合、認識一般は、調和的に合致すべき認識諸能力の自由な生動が自ずから向かう単なる方向付けとしての意味しか持たない。趣味判断では、その方向付けは、一定の認識内容の産出を指示するものではない<sup>(10)</sup>。このように認識諸能力を無意図的に認識一般へと方向付けながら認識諸能力の調和的合致を生み出すような、主観における内的原因性が、〈主観的合目的性〉と呼ばれるのである。

実のところカントは、こうした合目的性について語る際に、これに先立って、目的及び合目的性に関する、次のような「超越論的規定」を与えているのである。これによると、「目的とは、対象の概念がその対象の原因（対象の可能性の實在的根拠）と見なされる限りにおける、そのような概念の対象であって、又、概念のその客観に関する原因性が合目的性 (forma finalis) である (V.220)。」ところで目的についてカントが「単に対象の認識ではなくて対象それ自身(対象の形態あるいは現存 Existenz) が結果として、専ら対象についての概念によって可能なるものとして思惟される (V.220)」とも述べることに留意するならば、この「超越論的規定」なるものをカントは、明らかに、理性的存在者による意図的な制作活動を目的活動のモデルとして描くことによって、考えているのである。カント自身、この超越論的規定を与える際、次のようにも言い添えている。「欲求能力が単に概念によってのみ、即ち目的の表象に従って行為すべく規定される限りでは、その欲求能力は意志であろう (V.220)。」そしてかかる意志に基づく行為や、それによって実現される客観が、合目的的であると言われる。しかるに注目すべきことにカントは、或る客観が合目的であることの可能性、即ち合目的性は、たとえ我々に目的の表象が与えられていなくとも、言い換えれば、合目的性の實在的根拠としての意志的存在者がそれ自身として知られることがなくとも、我々にとって優に理解可能であると考ええる。とはいってもカントによれば、こうした合目的性の理解のためには、意志即ち〈対象の原因（實在的根拠）としての対象の概念〉を仮定する annehmen ことは不可欠である。しかしその場合、意志やそうした概念は、合目的性の理解のために単に要請されているに過ぎないのであって、それ自身が合目的性の理解に先立って明瞭に知られているには及ばないのである。こうした〈合目的性〉の理解に関する微妙な経緯をカントは次のように述べている。

「従って合目的性は、たとえ我々がこの形式の原因を意志の中に指定することができなくとも、しかしその合目的性の可能性を或る意志から導出することによってその可能性の説明を我々の理解に届くものにすることができる限りにおいて、目的なしにあり得るのである。今や我々は、我々の観察するところのものを、必ずしも理性によって（そのものの可能性の面で）洞察するには及ばない。それゆえに我々は、たとえ合目的性の根底に目的を (nexus finalis の実質として) 据え置かなくとも、少なくとも合目的性を観察し、又、たとえ反省による以外の仕方ではなくとも、その合目的性を諸対象に関して認知することはできるのである (V.220)。」

このようにカントにおいて、〈目的なき合目的性〉には、〈目的因なき合目的的な原因性〉と

いう一見パラドキシカルな意味合いが込められているのである。そして〈目的なき合目的性〉が単に反省的に観察されるだけであって、理性による客観的な洞察に到り得ないとカントは主張する。このカントの主張の要諦は、こうした合目的性に関して意志的存在者、即ち対象の実在的根拠としての概念が客観的に措定されることなく、単に仮定されるに留まるということに帰着するようである。

先に見たように、〈目的なき合目的性〉としての〈主観的合目的性〉は、さしあたって、〈構想力と悟性との自由な生動における調和的合致〉それ自身の形式と見なされる。両者が自由に生動しながら、互いにその働きを促進し合い調和的に合致するという関わり合いが、合目的性として特徴付けられ、そうした調和的合致に関する原因性が合目的性なのである。これが、〈目的なき合目的性〉であるのは、その場合、その調和的合致が意図的に遂行されるような性質のものではなく、従って又その調和的合致を意図する何らかの意志的存在者を端的に措定することができないからである。しかしながら、こうした調和的合致に関する合目的性が、それでもやはり一種の原因性であるからには、何らかの意志的存在者が、そこから調和的合致が導き出されるべき原因として仮定はされていなくてはならない。それでは一体、カントは〈構想力と悟性との調和的合致〉に関して、そうした意志的存在者がどこに想定され得るものと考えているのだろうか。この問いは、カントにおける合目的性の意義を検討する上で極めて重要であると我々は考える。

調和的合致に関する合目的性は、カントによれば、「表象における主観的合目的性」、「表象における合目的性の単なる形式」である。このような表現を素直に受け止めるならば、この場合カントにおいて、その合目的性は表象における主観的形式であるがゆえに、その形式のために仮定されるべき原因自身も又、主観の内に想定されているように思われる。その合目的性は、主観の〔認識能力の〕内的な原因性と見なされているようである。実際、カント自身の叙述の中に、そのように解されてよいような言い方が少なからず見出されるのである。例えば、〈認識諸能力の調和的合致〉について、「二つの認識能力のその自由における調和的（主観的合目的的な）営み（V.292）」とか「心の合目的的な状態の内的感情（V.350）」とか更に、「我々の心の諸力の関わりにおける内的合目的性（V.350）」等と言われるのである（傍点筆者）。主観内における認識諸能力の相互の間での調和的関わりが、合目的な関係として説かれているのである。

趣味判断における主観的合目的性を、目的概念を前提にする「客観的合目的性<sup>(11)</sup>」から峻別すべきことを説く過程で、カントは次のようにも述べている。「観照する人の心の中における諸表象の主観的合目的性は……主観における表象状態の或る種の合目的性を……表示する（V.227）」<sup>(11)</sup>ここでもやはり、〈主観的合目的性〉が観照的主観の内部における原因性として考えられていると見てよい。そればかりか、カントにおいてしばしば繰り返されている、〈主観的合目的性〉・〈形式的合目的性〉の意識・表象を快の感情と同一視する見方<sup>(12)</sup>は、〈主観的合目的性〉を主観の内部における認識諸能力の相互間の内的合目的的な関係性とする考え方がカント自身のうち

## カントの「自然の合目的性」(Ⅱ)

にあることを、示していると言えるであろう。

### (三)

趣味判断の第三のメルクマールとして提示された〈主観的合目的性〉は、〈認識諸能力の自由な生動における調和的合致〉それ自身の内的な原因性として理解される。その調和的合致が又、〈反省の快〉の内実と見なされるならば、カントにおいて、その反省は直接的には、主観における認識諸能力のそのような働きに向けられているものとして考えられている、と言ってよい。趣味判断における反省的判断力は、与えられた表象について、主観における認識諸能力が相互に合目的的に調和するか否かを判定する能力として働くのである。しかしカントは、美感的判断力の反省の働きを、単にそのような局面においてのみ認めているわけではないのである。もしカントにおいて、美感的判断力の反省の意義がそのような局面でのみ問題にされているとすれば、カントにおける、美感的判断力及び〈主観的合目的性〉の超越論的意義を詮索する試みは、我々にとって、あまり意味がないであろう。

カントは「趣味の批判」の根本課題を、先行する二つの批判に擬えて、「いかにして趣味判断は可能であるか」という趣味判断の演繹に認めて、これを「いかにしてアприオリの総合的判断は可能であるか」という超越論的課題一般に集約させている(V.288~9)。カントが果して、この課題を満足のいくように解き明かしているのかどうかについては、カントの議論に対する立ち入った検討が必要であるが、我々は、カントによるこの課題解決の成否はともかくとして、この演繹の議論の帰趨するところがだまかに言えば、〈主観的合目的性〉を反省的判断力のアприオリの原理として根拠付けることにある、と考えたい。「〔趣味の〕超越論的批判は、趣味の主観的原理を判断力のアприオリの原理として展開すると共に正当化すべきなのである(V.286)」

〈主観的合目的性〉を判断力のアприオリの原理として展開し正当化する趣味の超越論的批判を試みるカントが、これまで見てきたように、〈主観的合目的性〉を単に〈主観における認識諸能力の調和的合致〉の形式とみなし、これを趣味判断における事実上の規定根拠として分析的に闡明 Exposition することだけで満足し得ないことは、言うまでもない。それではカントにおいて、〈主観的合目的性〉が判断力のアприオリの原理として主張されるとき、その〈主観的合目的性〉とは一体どのような事態を指示しているのか、又これを原理とすることによって美感的反省的判断力には、趣味判断に対するどのような超越論的意義が与えられることになるのか、我々はこの種の問題へと導かれるのである。

〈主観的合目的性〉を趣味判断の第三のメルクマールとして提示する章節の結尾を、カントは次の命題で結んでいる。「美とは、対象の合目的性が目的の表象なしに、対象に関して知覚される限りにおける、対象の合目的性という形式である(V.236)」この命題は、〈主観的合目的性〉を判断力のアприオリの原理として把え直すと共に、その合目的性の超越論的意義を解き明か

す上で、我々に対して必要かつ有効な手掛りを与えてくれる。この命題では、〈主観的合目的性〉が明確に〈目的の表象なき対象の合目的性（傍点筆者）〉として特徴付けられる。即ち主観的合目的性が、単なる主観における認識諸能力の内的な合目的性としてではなくて、対象に関する、対象に具わる形式として示されているのである。先に見たように、合目的性が一種の原因性であるとすれば、ここでは、その原因性は単なる主観（の状態の）形式としてではなくて、客観（対象）の形式に帰せられているとさえ言うてよいのではないか。そこに我々は、〈表象における主観的合目的性〉から〈表象の対象・客観の主観的合目的性〉への意味の推移・発展があると見たい。そのような意味の推移・発展は、カント自身の叙述に即して見ても、決して唐突に現われているわけではないのである。先ず、その点を確かめてみよう。

〈主観的合目的性〉、〈目的なき形式的合目的性〉が、さしあたってカントにおいて〈表象における認識諸能力の調和的合致〉の形式として提示されるが、しかし、その場合のカントの言い回しに注意してみるならば、多くの箇所でカントは、その表象が〈対象（客観）〉についての表象であることに言及している。「それによって我々に対象が与えられるところの表象における合目的性の単なる形式（V.221）」とか「それによって対象が与えられる表象にあつての、主観の認識諸力の生動における単なる形式的合目的性（V.222）」とか言われる。このことは事改めて言うべきことではないかもしれない。与えられた表象において、表象諸力についてこれが調和的に合致するかどうかを反省することは、同時に又表象の内容としての対象についての反省でなければ、無内容であるという他ないであろう。趣味判断では、与えられた表象が常に経験的直観の対象の表象である限りにおいて、その表象に〈反省の快〉が述語付けられる。カントは次のようにも述べる。「もし経験的直観に与えられた客観の形式が、客観の多様の構想力における把握が悟性の概念（いかなる概念かは無規定的である）の描出と合致するような性質であるとすれば、その場合に、悟性と構想力は単なる反省においてこれらの業務の促進へと相互に調和的に合致する（XX.220~1）」（傍点筆者）。悟性と構想力との調和的合致をもたらす反省は、カントにおいて、どこまでも経験的に与えられた対象（客観）についての反省であるという面を失っていないのである。この意味で、「与えられた個別的对象についての単なる反省判断が美感的であり得る（XX.223）」とも言われるのである。

しかしながら、我々が、〈表象における主観的合目的性〉から〈表象の対象・客観の主観的合目的性〉への意味の推移を重視したいのは、単に、〈認識諸能力の調和的合致〉をもたらす反省が常に対象についての反省でもあるという唯それだけの理由によるのではない。この際、我々が注目すべきことは、カントにおいて〈対象の主観的合目的性〉が端的に対象（客観）に具わるべき形式、換言すれば、対象（客観）に帰せられるべき合目的な原因性をも意味するのではないかという事情である。その点が、カントによる趣味判断の演繹との関連で検討されなくてはならないのである。

カントの趣味判断の演繹において主眼とされていることは、その判断の普遍妥当性への要求

## カントの「自然の合目的性」(Ⅱ)

の権利根拠を提示すること Legitimationにある。この論証は同時に又、趣味判断における、表象に結合すべき快が普遍的に伝達可能な快であることの根拠を与えることでもある。しかるに、我々にとって留意すべきことには、カントはこの演繹にあたって次のような主旨のことを述べている (vgl., V. 279)。即ち、趣味判断における適意、快はどこまでも「客観の形式」に関わるものであること、従って又趣味判断の規定根拠である〈合目的性〉は「客観及びその形態 Gestalt の内にその根拠をもつ」こと、まさにそのことが、趣味判断の演繹の必要とされる理由であると。してみると、趣味判断の普遍妥当性への要求の演繹は、カントにとって、趣味判断の規定根拠である〈主観的合目的性〉を何らかの意味で客観の内にその根拠をもつものとして解明する課題を引き受けざるを得ないのである。

一般に趣味判断では、「客観の表象に伴い、又この表象に対して述語の代用となるような快の感情や適意 (V. 288)」が知覚に結びつくが、これが単なる感官判断ではない反省判断であるためには、述語的役割を担う快は、〈反省の快〉即ち〈認識諸能力の調和的合致〉の感情であり、又「あらゆる人に必然的なものとして要求される」べき性質の快である。こうして趣味判断の演繹の課題は簡潔に定式化すれば、そのような「趣味判断は、いかにして可能であるか (V. 288)」に他ならない。その場合勿論、カントによれば、その判断における対象の表象或いは知覚と、普遍的に伝達可能な快との結合は、総合的かつアプリアリでなくてはならない。従って、趣味判断の演繹の課題は、結局のところ、趣味判断における対象の表象と (普遍的) 快との総合的結合のアプリアリの原理を提示することに帰すると言ってよいであろう。

カントによる趣味判断の演繹は、次のとおりである。

「純粋な趣味判断においては、対象についての適意が対象の形式の単なる判定に結合している。もしこのことが認容されるとするならば、その場合には、我々が対象の表象に結び付くものとして心において感覚しているものは、判断力に対するその対象の形式の主観的合目的性以外の何ものでもない。ところで判断力は、一切の実質 (感官感覚或は概念) を問わずに、判定の形式的規則に鑑みて、単に判断力一般の使用の主観的条件のみに……照準を合わせることができる。その主観的条件というのは、一切の人間に (可能的認識一般に必要とされるものとして) 前提されうるような主観的なものである。してみると、判断力のこうした条件と表象との合致は、あらゆる人にアプリアリに妥当するものとして仮定され得なければならない。換言すれば、感性的対象の判定一般における、快或いは認識能力の関わり合いに対する表象の主観的合目的性は、あらゆる人に対して正当に要求され得るであろう (V. 289~290)。」

趣味判断の普遍妥当性がそこへと還元される原理は〈主観的合目的性〉である。但しその意味するところは、〈判断力に対する対象の形式の主観的合目的性〉である。それは又、〈判断力一般の使用の主観的条件と表象との合致〉をもたらしものであって、〈認識諸能力の関わり合いに対する表象の主観的合目的性〉に他ならない (傍点筆者)。そしてこの合目的性が趣味判断の普



遍妥当性の権利根拠たりうるのは、カントによれば、対象の形式或いはその表象がそれに対して合目的であるところの判断力の形式的な主観的条件があらゆる人間において普遍的に認められる一様な条件であるからである (V.290Fußn.)。我々は、カントによる趣味判断の演繹の骨子を凡そ、以上のように理解したい。

確かにこのように立論される趣味判断の演繹が、判断の普遍妥当性を根拠付けるというカント本来の演繹の意図を満たし得るものなのかどうか、その点についてはカントの議論には疑しさがつきまとう。なぜならば、カントを離れて言えば、判断力の主観的条件を単なる形式的な条件と見なして、これの、あらゆる人間における普遍的一様性 *Einerlei* を主張することに問題がないかどうか、批判の余地が十分に残されているように思われるからである。しかしながら我々は、普遍妥当性の根拠付けというカント本来の課題を一応留保した上でもなお、趣味判断の演繹においてカントが主張する〈対象（の表象）の判断力（の条件）に対する合目的性〉としての〈主観的合目的性〉に関して、その超越論的意義や性格を探り当てようとすることは無意味ではないと考える。

確かに先のカントの「演繹」を一見すると、そこでもやはり〈主観的合目的性〉と〈反省の快〉とが直接的に結びつくものとして語られているようである。しかし「演繹」において述べられていることは、単にそれだけのことであろうか。先に述べたように、演繹において求められていることは、趣味判断における一方では対象の表象と他方では〈反省の快〉とが、それに基づいて総合されるべき根拠を明示することにある。してみれば、演繹においては、原則的に言って、そうした根拠としての〈主観的合目的性〉を〈反省の快〉と前以って単純に同一視してかかることはできないはずである。〈主観的合目的性〉は、対象の表象と快の感情とを結び付ける、所謂第三者としての意義を持たなくてはならない。対象の表象も快の感情もそれ自身としては、知覚であり、感覚であるとすれば、これに対して〈主観的合目的性〉は、両者と同じ意味で経験的事実であることはできない。それは、それにもかかわらず、両者の経験を結びつける原理であるという意味で超越論的原理でなくてはならないのである。そうであって始めて〈主観的合目的性〉を、カント本来の演繹の議論の内に位置付けることができるのである。

前節で検討したように<sup>(13)</sup>、カントでは〈反省の快〉が〈主観的合目的性〉の意識或いは表象と見なされ、〈反省の快〉と〈主観的合目的性〉とを直接的に結びつける考え方がはっきりと見られる。しかしこの場合の〈主観的合目的性〉は、既に見たように、〈反省の快〉の内実である〈認識諸能力の調合的合致〉それ自身の形式を意味しているのである。これに対して、演繹において提示されるべき〈主観的合目的性〉は、快の内実であるそうした〈調合的合致〉と対象の表象とを結びつける超越論的根拠として解されなくてはならないのである。カント自身は、この両者を意識的に区別することなしに、「趣味の批判」の問題を取り扱っているが、我々は、この区別を見逃してはならないと思う。なぜなら、この区別が曖昧のままに済まされている限り、〈主観的合目的性〉が判断力の原理として確定されると共に、その際同時に、カントにおい

## カントの「自然の合目的性」(Ⅱ)

て露呈される自然概念の含蓄が見失われるであろうからである。

対象の表象と〈反省の快〉との結合の、即ち趣味判断の可能性のための超越論的原理である〈主観的合目的性〉の意義を明らかにするために、我々は先ずこうした合目的性の意味内容確かめておこう。第一には、「演繹」で言われる「判断力一般の使用の主観的条件」とは何を意味するのかを吟味し、第二には、その合目的性がどこまでも「対象の合目的性」であることを確認することである。

「演繹」においてカントは、趣味判断における判断力は、「単に判断力一般の使用の主観的条件のみ」を顧慮すると述べるが、この節の脚注によると、その判断力の条件とは、「認識一般を志向する……認識諸力の関わり (V. 290 FuBn.)」を意味するのであって、この条件を又、別の箇所ではカントは明確に〈認識諸能力の調和的合致〉自身に見ているのである。

「……趣味判断は概念によっては規定されないがゆえに、単に判断一般の主観的条件に基づく。一切の判断の主観的条件は判断する能力自身、換言すれば判断力である。判断力はそれによって対象が与えられる表象との関連で使用されるには、二つの表象力、即ち構想力……と悟性……との調和的合致を要件とする (V. 287)」

趣味判断は既に見たように、与えられた表象に関する表象諸力(認識諸能力)に対する反省によってもたらされるところの〈両者の調和的合致〉の感覚を規定根拠とする。しかるに今やカントは、こうした反省を判断力に帰すると共に、この判断力によってもたらされる〈認識諸能力の調和的合致〉を他ならぬ判断力自身の条件とみなすのである。即ち、換言すれば〈認識諸能力の調和的合致〉ということが、一方では与えられた表象に関する認識諸能力の関わり合いに対する反省(的判断力)によって始めてもたらされる心の状態であるが、他面では、それが反省的判断力にもともと本性的に具わっている在り方でもある、その意味で判断力の主観的条件でもある、と考えられているのである。〈認識諸能力の調和的合致〉という事態は、判断力に関して、このような二重の意味をもっているのである。カントは美感的反省判断における〈調和的合致〉について次のように言う。

「判断力……は、構想力……と悟性……とを突き合わせて二つの認識能力の関わり Verhaltniを知覚するが、この関わりは、判断力の客観的使用の主観的で単に感覚可能な条件(即ち、その二つの能力相互における調和的合致)一般をなすのである (XX. 223~4)」

従ってカントは、「判断力はそれ自身にとって主観的に対象であり、同じように又法則でもある (V. 228)」とさえ言い得るのである。

このようにカントにおいて、判断力の主観的条件というものが、判断力の文字通りの反省によって露呈される判断力自身の在り方としての〈調和的合致〉を意味するとするならば、演繹において提示されるべき〈判断力(の条件)に対する対象(の表象)の主観的合目的性〉は、〈反省の快〉の内実としての〈調和的合致〉それ自身を超える意味をもっていることが、今や明らかであろう。それは、判断力の主観的条件としての〈調和的合致〉——これが趣味判断では

同時に、その規定根拠として〈反省の快〉の内実でもある——に対する対象の合目的性なのである。因みに、こうした〈主観的合目的性〉をカントは次のようにも言い表わしている。「自由な生動にある認識諸能力の促進を目指す表象（これによって対象が与えられる）の合目的性（V.287）」、「自由な二つの認識能力の調和的営み……に対する表象の適合性 Angemessenheit（V.292）」この合目的性によって指示されていることは、対象の形式或いは表象が判断力の主観的条件としての〈認識諸能力の調和的合致〉に対して合目的である事態なのである。そこにおいて対象と判断力の主観的条件との間に合目的な連関が成立するわけであるが、その連関は、判断力に対する対象の合目的な連関であって、その逆ではないのである。こうした事情をカント自身が比較的適確に言い表わしている箇所を、繰り返しになるが引用すれば、

「快は、反省的判断力において生動する認識諸能力に対する対象の適合性以外のものを表現せず、従って単に客観の主観的形式的合目的性のみを表現する（V.189～190）。」

「この比較〔判断力による構想力と悟性との比較〕において、構想力……が悟性……に、与えられた表象を介して、無意図的に合致せしめられ、そのことによって快の感情が喚び醒まされるならば、その場合には、対象が反省的判断力に対して合目的なものとして見なされていなければならない（V.190）。」

反省的判断力によってもたらされる〈構想力と悟性との調和的合致〉が、快の感情として感じられることによって、趣味判断の直接の規定根拠が与えられる。このことは、カントによれば、その〈調和的合致〉が同時に又反省的判断力それ自身の在り方として、他ならない反省的判断力に照し出されることを意味するのである。しかしこうした趣味判断が可能であるためには、対象が判断力に対して合目的なものとして超越論的に前提されていなくてはならないのである。それゆえにカントは、趣味判断を規定する〈反省の快〉を、それがその判断の超越論的前提としての〈主観的合目的性〉を、その判断において「表現する」ものとして特徴づけることができる、と言い得るのである。

この場合、判断力によってもたらされる〈構想力と悟性との調和的合致〉の性格が無意図的とされることに対して、改めて我々の注意が払われてよいであろう。カントによれば、もしその〈調和的合致〉が主観的に意図的であるとするならば、そのような〈調和的合致〉は、そうした意図をもつ概念が客観に関する悟性の概念として前提されていることなしには不可能である。そしてその場合には、悟性に調和的に合致する構想力は、自由な生動においてあるのではなくて、法則としての悟性概念に従属せざるをえない。しかるに趣味判断においては、両者の調和的合致が、自由な生動にありながら必ずから合致するものでなくてはならない。反省的判断力における構想力と悟性との調和的合致は、悟性の客観的概念によって強制的にもたらされるべき意識統一の状態ではないのである。このことは翻って言えば、反省的判断力によってもたらされるべき構想力と悟性との調和的合致の根拠が、「認識の自発性（B.75）」としての人間悟性、従って認識主観としての悟性の内には見出され得ないということを示しているのである。むし

## カントの「自然の合目的性」(Ⅱ)

ろ、その根拠がこの場合、敢えて言えば何らかの意味で客観の側に求められるべきことが示唆されているのではあるまいか。カントにおいて、〈判断力に対する対象の合目的性〉が趣味判断の可能性のための超越論的根拠として提示されるときには、そのような意味合いが込められていると考えられる。そして、そのような合目的性によって根拠付けられる〈構想力と悟性との調和的合致〉においては、先に触れたように、悟性概念から構想力が自由であるということが主観における不可避的な契機として要求されているのである。

反省的判断にあっては、「対象と主観の能力との調和的合致は偶然的であるがゆえに、その合致は、主観の認識能力に関する対象の合目的性の表象を引き起こすのである (V.190)。」対象が、概念の下に統一する悟性の自発性との関連で見られる限り、趣味判断において反省的判断力によってもたらされる〈調和的合致〉の根拠は隠されたままであり、その合致は偶然的である。それゆえにカントは、そのような〈調和的合致〉を可能ならしめる根拠として〈判断力に対する対象の合目的性〉が超越論的に仮定されなくてはならないと考えるのである。

## (四)

我々は、(三)において、〈主観的合目的性〉の趣味判断に対する超越論的意義を、趣味判断の演繹の課題との関連で検討した。その結果を敷衍していえば、趣味判断にあっては、経験的に与えられた対象の表象に、〈対象の判断力に対する主観的合目的性〉を根拠として働くところの、反省的判断力による反省的作用によってもたらされる独特の快が結合する。判断において結合される表象と快とは、それ自身としては経験的である (vgl. V.288) にしても、その結合の根拠は、個々の経験的な趣味判断に先立つものとしての、アプリアリの原理であって、その原理が〈主観的合目的性〉に他ならないのである。その意味で〈主観的合目的性〉は、経験としての趣味判断の可能性のための超越論的原理として理解されてよいのである。

しかしながら、「趣味の超越論的批判」はカントにとって、単にそのような論議に尽きるものではないのである。〈対象の判断力に対する合目的性〉それ自身は、一体、どのような性格の原理であるのか。言い換えれば、そうした合目的性には、一体いかなる権利に基づいて、趣味判断の可能性のための超越論的原理としての資格が附与され得るのであるか。カントによる「趣味の批判」は、この種の難問を抱えていることは言うまでもないのである。

ところでカントにおけるこの問題の解決は、我々の見るところ、第一に〈主観的合目的性〉が判断力自身の立法に帰せられる原理として特徴付けられることによって、第二には、〈主観的合目的性〉の原理の正しい釈義に基づくその原理に対する批判的考察によって試みられているように思われる。

この第一の点は、これ迄我々の見てきた趣味判断の演繹を補う立論としての特徴を持っているとあってよい。というのは、この立論によって、〈主観的合目的性〉が判断力の立法に基づ

く原理として確定されるわけであるが、このことは同時に、その原理から逆に経験としての趣味判断が導出される経緯を明らかにするという面をも併せもっているからである。

趣味判断を規定する快は〈反省の快〉である。我々はさしあたって、その反省の働きを、与えられた表象についての反省でありながら同時に、〈認識諸能力の調和的合致〉をもたらすような反省作用に見た。しかるにカントは、個々の表象に関する趣味判断がそのようにして下されることが可能であるためには、表象或いはその対象が、判断力の主観的条件としての〈認識諸能力の調和的合致〉に対して、あらかじめ合目的であることが超越論的に前提されていなくてはならないと考える。ところでその場合、その〈主観的合目的性〉が、〈認識諸能力の調和的合致〉を生起せしめる原因性であるという意味をも含んでいるとすれば、そうした原因性としての合目的性の根拠（合目的性の想定されるべき実在的根拠としての原因）は、カントにおいて、趣味判断にあって与えられた表象の対象の側に求められるべき筋合いのものとして提示されなくてはならないと、我々は理解する。それではカントにおいて、そのような意味合いをもった〈主観的合目的性〉の提示は、いかにして可能であるのか。換言すれば、趣味判断の場合において〈主観的合目的性〉をあらかじめ対象の側に超越論的に前提し得るといふことは、いかにして実証されるとカントは考えるのか。

こうした問題に対して、言うまでもなくカントは、その合目的性自体を直接的・直観的に把握する途を開くような、客観主義的な高次の経験主義の立場に訴えることはできない。そのような立場は、カントの超越論的哲学のプログラムと相容れないからである<sup>(14)</sup>。〈主観的合目的性〉それ自身の正当性の検証は、カントにあっては、どこまでも個々の趣味判断の経験の場に求められる他ないであろう。確かにここには、一種の循環論が見られる。趣味判断の経験の可能性のためには、その根拠として〈対象の主観的合目的性〉が前提されなくてはならない。しかしその前提の確かさは、個々の趣味判断の経験による検証を俟たねばならないからである。こうした循環を悪しき循環論から免れさせる方策は、我々にとって、趣味判断のための超越論的原理として前提される〈主観的合目的性〉の超越論的性格をどのように解釈すべきであるか、その立ち入った作業に求められる他ないであろう。我々は結論的に言えば、〈主観的合目的性〉を、個々の趣味判断において働く判断力と同一の、しかし異なる次元にある反省的判断力の自己立法の原理として確定することの内に、その問題に対するカントの解決の試みを読み取ることができる。我々はまず、これに関してカントの説くところを見ておかななくてはならない。

「その〔趣味判断の〕規定根拠は、単に快・不快の感情それ自身だけにあるのではなくて、同時に又上級認識能力の規則に、即ちこの場合は判断力の規則のうちになければならない。従って、判断力は反省のアプリオリの条件について立法的であって、自律を立証する。しかしこの自律は、（自然の理論的諸法則に関する悟性の自律や、自由の実践的諸法則に関する理性の自律のように）客観的に、即ち事物や可能的行為の概念をとおして妥当的ではなくて、単に主観的に、感情に基づく判断に対して妥当的なのである。……この立法は、本

## カントの「自然の合目的性」(Ⅱ)

来的には自己自律 Heautonomie と呼ばれることであろう。というのは、判断力は自然や自由に対して法則を与えることはなく、専ら、自己自身に対してのみ法則を与えるからである…… (XX.225)。」

このようにカントによれば、反省的判断力にはそれ固有のアプリオリの条件・規則があり、そのアプリオリの条件・規則の立法に関して、反省的判断力は自律的であると言われる。しかし、反省的判断力による立法は、悟性が認識の対象としての自然に対するように、又実践理性が道徳的世界としての自由の領域に対するように、それらの客観的領域が従うべき法則を指定するような意味で、自律的であるのではない。その規則・法則は、判断力がその行使にあたって、自己自身に与える法則であること、その意味で単に判断力の自己規制的な法則であることが説かれている。このように判断力が立法する規則・法則が、この引用箇所では明記されていないが、端的に〈主観的合目的性〉を意味することは、疑い得ない。

「美感的判断は……それ〔対象〕に合目的性を、しかも普遍妥当的に帰せしめるが、そのことのための原理は判断力自身の中になくはならない (XX.244)。」

判断力は、直接的に客観に関してではなくて、専ら判断力の行使に関して、自からの従うべき法則を自己自身に与えるのである。その法則は、趣味判断の場合、〈判断力に対する対象の主観的合目的性〉として解されてよい。ところで、こうした判断力による立法は、判断力の根源的な反省作用に帰せられるものとして把握されなくてはならないであろう。その根源的な反省は、我々には、その都度の趣味判断における個別的表象についての判断力の反省作用——それは同時に独特の快の感情を生起させる——とは本質的に区別されなくてはならないように思われるのである。〈対象の主観的合目的性〉に関する判断力の立法は、経験的なその都度の趣味判断における判断力の行使<sup>(15)</sup> それ自身ではなくて、そうした判断力の行使に先立つ働きとして、その行使を可能ならしめるアプリオリの条件を立法する超越論的な営為であると解したい。〈主観的合目的性〉が経験としての趣味判断の可能性のための超越論的根拠であると言えるのは、その根拠が根源的な超越論的な営為としての反省的判断力の立法に帰せられるからである。カントの繰り返し主張する、趣味判断において快の感情に先行すべき反省・判定というものの根源は、このような反省的判断力の超越論的な営為にあると考えられる。

カントは、判断力の自己自律に言及する段落の前半の部分で、次のように述べる。

「与えられた表象についての反省が(判断の規定根拠としての)快の感情に対して先行するならば、主観的合目的性は、それがその結果において感覚されるまえに、思惟されている。こうして美感的判断はその限りで、即ちその原理の面では、上級認識能力にしかも判断力に属する (XX.224~5)。」

この引用箇所は、簡潔であるが、〈主観的合目的性〉に関する判断力の立法を反省的判断力の超越論的な営為として解釈する我々にとって、そのための数少ない有力な典拠の一つであると言ってよい。〈主観的合目的性〉は、個々の趣味判断にあって、判断力の媒介を経て快とし

て感覚されるまえに、それに先立って「思惟」されていなくてはならないのである。この〈思惟〉に、我々は、趣味判断における反省の根源としての反省的判断力の超越論的な営為を読み取りたいのである。従って又、〈主観的合目的性〉がこのように、判断力の超越論的な営為によって思惟される性格のものとして扱えられるべき限りにおいては、〈主観的合目的性〉それ自身が、趣味判断を下す当の経験的主体自身によって経験的に意識されている必要もなければ、又され得る性質のものでもないと言えるのである<sup>(16)</sup>。反省的判断力の立法と、これによる〈主観的合目的性〉の超越論的性格は、趣味判断の経験的主体にあってはそれとして意識されることなく暗黙の内に前提されている。それは、「趣味の超越論的批判」によって始めて解明されなくてはならないのである。

実は、カントの「趣味の批判」の試みを、根本的に、こうした反省的判断力の超越論的な営為の解明に認めた上で、〈主観的合目的性〉の趣味判断に対する超越論的意義に関してカントの思想に立ち入った考察を加える独特のカント解釈の作業が、カウルバッハに見られるのである。この際、趣味判断における〈主観的合目的性〉の超越論的意義いかに考察の焦点を定める我々としても、このカント解釈に触れておきたい。

この点に関するカウルバッハのカント解釈の要点は、反省的判断力の超越論的な営為を反省主観による独特の「超越論的世界投企」に見ることによって、〈自然の合目的性〉を、それによって投企される独特の「世界の視座 Weltperspektive」として解釈することにある。それと同時に又、趣味判断を規定する快が、こうした「視座」の「実験」において成立する超越論的経験と見なされるのである。

カウルバッハも又、反省・判定が感情に先行するというカントの主張を重視することは当然である。なぜならこの「先行」の問題性を解きほぐすことがカント解釈の課題に他ならないからである。その際先ず注目されることは、彼が趣味の経験——彼はこれを「美感的意識」と呼ぶ——の三層的な構造を指摘している<sup>(17)</sup>点である。彼によると、趣味は「世界反省」と、「美感的感情」としての快、そして「趣味判断」からなる。世界反省は、趣味判断及びその規定根拠としての快の感情に先立つ「超越論的反省<sup>(18)</sup>」であり、これが根源的に、判断力に固有の「世界視座」を投企するとされる。これに対して快の感情は、「対象が、合目的性の視座に適って構築された世界の地平において、反省される<sup>(19)</sup>」ことを超越論的に前提することによって始めて生起する。しかし、このように見るカウルバッハも又、我々には、〈反省〉を二義的に扱えているように思われる。というのは、その反省は一方では、それによって快が生起するところの、〈合目的性の世界視座〉のもとでの個々の対象についての反省を意味すると共に、他方では合目的性の視座に適った世界地平の構築それ自身も又、超越論的投企としての反省に帰せられなくてはならないからである。更にカウルバッハによれば、そのような反省の帰結としての快の感情に対しては、それが超越論的に投企された世界視座それ自身に関する「実験」の結果であるという意義が与えられる。そのことは注目すべきことであろう。

## カントの「自然の合目的性」(Ⅱ)

超越論的反省はあらかじめ、自然の合目的性という視座を投企する。「我々に対する自然の合目的性<sup>(20)</sup>」としての世界視座を、カウルバッハは、「我々に対して恵みを与える günstig 世界視座<sup>(21)</sup>」と呼ぶ。この視座に関する実験の成果が、趣味判断を規定する独特の美感的快に他ならない<sup>(21)</sup>とされるのである。煩わしさを厭わずに、この点でのカウルバッハの叙述を詳しく記すと次のとおりである。

「超越論的反省によって投企された世界へと己れを移し置く主観が、この世界投企の視座において釈義された自然、経験的に与えられた自然に対する己れ自身の態勢 Stellung を感覚する。……主観は、自然に対する自己自身の態勢を定めることによって美感的経験を生み、快の感情を味わうが、快の感情は、我々に恵みを与える世界の視座に関する幸運な実験の成果である。……このこと〔幸運な実験〕が、美感的自由に適合せる自然という視座を超越論的に与える投企の保証を、もたらすのである<sup>(22)</sup>。」

超越論的に投企される〈我々に恵みを与える世界視座〉がここでは〈美感的自由に適合せる自然という視座〉と呼ばれるが、これをカウルバッハは、「自然が、構想力と悟性という認識能力の自由な生動に対して恵みを与えるものであることが表示されるところの視座<sup>(23)</sup>」として特徴付けてもいる。この視座において対象を反省する試みが「実験」と見なされるのである。しかしこの実験において試されることは、あれこれの対象だけではなく、そのもとで対象が抱えられ判定されるところの世界視座それ自身でもある<sup>(24)</sup>。従って又、その実験では、超越論的に投企された〈我々に対して恵みを与える世界視座〉の内に、その投企と共に組み込まれている我々自身、即ち「自然に対する己れ自身の態勢」が、経験されるのである。この美感的な自己経験が、快の感情に他ならないのである。

我々は、カウルバッハの説く、このような判断力による超越論的世界投企の実験的性格にこれ以上深入りするつもりはない。次のことを認めておけばよいであろう。即ちカウルバッハにおいては、反省的判断力の自己自律の原理である〈対象の主観的合目的性〉が、超越論的世界投企としての世界視座と見なされていること、そして逆に、その世界視座が、そのもとで始めて可能となる快の感情とこれに基づく趣味判断によって実験的に吟味されるのであるということである。しかしその場合、その世界視座は、自然の客観的認識のための構成的原理として投企されるのではなくて、単に快の感情としての主観の状態の構成原理でしかないことは言うまでもない。

それにしても快の感情がそのもとで構成される超越論的視座は、どこまでも世界の視座である。その世界は、カウルバッハの言い方によれば、〈我々に恵みを与える世界〉であり〈構想力と悟性という認識能力の自由な生動に対して恵みを与える自然〉である。この点で又、判断力によるかかる世界の超越論的投企は、理論理性や実践理性による立法とは本質的に異なる特徴をもつのである。理論理性の立法では、自然は可能的経験の領域としてあらかじめ悟性のカテゴリーに従うべく構成される。同様に実践理性は、主観の内なる自然に普遍的道徳法則を課



すことをその立法の本質とする。これに対して反省的判断力にあっては、自然はこうした立法から解放されたものとして投企される。反省的主観は、認識主観や実践的主体のように「自然に対して指令を与えたり自然を操作する verfügen」のではなくて、むしろ、「己れを自由な自然に呼応する fügen 態勢」に定位するのである<sup>(25)</sup>。換言すれば、反省的判断力は、「自然を強制・抱束する支配的主観の態勢ではなくて、そこにおいて主観が己れ自身を自然に所属するものとして把える態勢<sup>(26)</sup>」を自らに与えるのである。

以上のような、カントの〈判断力に対する対象の主観的合目的性〉を〈我々に対して恵みを与える世界視座〉として解釈するカウルバッハの見方は、『判断力批判』におけるカントの自然概念の一つの側面を適切に顕立たせて呉れるように思われる。カント自身、〈主観的合目的性〉との関連で言及する「自然の恵み」(V.350, vgl. V.210)を、我々は、反省的判断力における「自然の技巧 Technik」の一面を表わす言葉として受け取ることができるであろう。

カントによれば、「自然目的としての事物の概念」を意味する「自然の実質的な技巧」に対して、〈認識諸能力の調和的合致〉をもたらす自然の形式が、「自然の形式的な技巧」として特徴付けられる (XX.232)。更にカントによれば、

「自然の技巧というものが、自立的な自然美を我々に打ち明ける。自然の技巧は自然を、……諸現象に関する判断力の使用に対する合目的性の原理に従った体系として〔我々に〕表象させる。こうして諸現象は単に、無目的的なメカニズムの自然に属するものとしてではなくて、技巧との類比に属するものとして判定されなくてはならない。従って自然美は確かに、自然客観の我々の認識を実際に拡張するものではないが、しかし、自然についての単なるメカニズムとしての我々の概念を、技巧としてのまさに同一の自然についての概念へと拡張する (V.246)。」

〈自然の技巧〉或いは〈技巧としての自然〉は、合目的性の原理に従う〈自然の体系〉といった意味を帯びるものとして述べられるのである。もっとも、この自然概念の拡張は、カントにおいて、客観としての自然認識の拡張ではない。

「総じて、自然の技巧は、単に形式的であれ実在的であれ、我々の判断力に対する事物の関わりであるに過ぎない。自然の合目的性の理念は、ひとりこの判断力の内にのみ見出され得るのであって、その理念は単に判断力への関係においてのみ、自然に附与される (XX.221)。」

〈自然の技巧〉、〈自然の合目的性〉が、単なる判断力の原理であるに過ぎないこと、従って、判断力による超越論的投企によって自然の客観的認識が用意されているわけでもないことを、カントは繰り返し強調する。カントによれば、どのような意味でも〈自然の合目的性〉や〈自然の技巧〉は、単に、「認識能力の統制的原理 (V.197)」、「自然判定における一つの発見的原理 (XX.205)」を意味するだけなのである。このようにカントにおいて、反省的判断力には、これによって自然の客観的認識の構成的原理は与えられ得ないという抜き難き限界があるにしても、

## カントの「自然の合目的性」(II)

美感的判断力による超越論的投企において、平易に言えば、世界と自然に対する美感的態度において、〈自然の合目的性〉、〈自然の技巧〉という自然概念の拡張が成し遂げられるということ、我々は無視するわけにはいかないであろう。因みに、H.コーエンはこの拡張を、「自然概念の高揚höherbringen」と見ている<sup>(27)</sup>。

カントは、「それ〔趣味判断〕は、超感性的な基体への自然の関わりなしでは自然の合法則性が理解され得ないような、そのような自然の理念へと、感性的直感を関係付ける (XX.247)」と述べる。ここで「自然の合法則性」が〈自然の合目的性〉を意味することはいうまでもない<sup>(28)</sup>。〈自然の合目的性〉、〈自然の技巧〉は、超感性的基本への自然の関係を本来的に含意するのである。又カントにおいて、基体・実体が本質的には、交互作用にあるものとして、原因性のそれである (B.259) とすれば、超感性的基体は、現象における実体の間での原因・結果の交互作用から自由でなくてはならない実体であろう。してみれば、〈自然の合目的性〉に関して自然の理念を語るとき、カントはその自然の理念を何らかの意味で〈自由〉に結びつくものとして想定していると言ってよいであろう。カントは次のようにも言っている。

「自然の合目的性についての判断力の概念は、尚、自然概念に属する……認識諸能力の生動における自発性は……その概念〔自然の合目的性〕を、自然概念の領域と自由概念との結合の媒介に……供する (V.197)<sup>(29)</sup>」

こうした〈自然の合目的性〉に関わる自然の理念が、「美感的判断力の弁証論」では、「無規定的な」概念と呼ばれるのである (V.340.vgl., V.339f)。カントにおいて、概念が「規定的」であるというのは二義的である。一方では「感性的直観によって規定され得る」ということが意味されると同時に、他方では、悟性概念による感性の規定でもある。趣味判断は、「規定的概念」即ち「悟性概念」に基づくことも、これを産出することもない。カントによれば、趣味判断において、尚概念が前提され得るとすれば、それは無規定的概念である他ない。そうして、「感官の対象としての対象、従って現象としての対象の根底にある、超感性的なものについての純然たる純粹理性概念が、そうした概念である (V.340)」とされるのである。こうしてカントによれば、このような純粹理性概念、「理念」によって始めて、「我々にはその源泉が隠されている、この〔趣味〕の能力の謎を解くための唯一の鍵 (V.341)」が与えられることになるのである。

しかるに、〈自然の合目的性〉に含意されている〈超感性的なものについての純粹理性概念〉は、カントによれば、「美感的理念 (V.342)」としての特殊性を具えている。その理念は、〈構想力と悟性との調和的合致〉をもたらす原理 (自然の合目的性) に関わるものであって、どこまでも直観 (において与えられる個別的表象) に関係付けられているという意味において、美感的である。言うまでもなく、その場合、超感性的なものそれ自身が直観されるわけでは決してない。趣味判断の場合、直接的に直観されるものは、美感的快がそこにおいて感じられるところの経験的な個別的対象でしかない。超感性的なものについての美感的理念は、カントにおい

て、判断力によって超越論的に投企された世界視座としての〈自然の合目的性〉の、いわば背景を指示する理念でしかないのである。本来カントにおいて、純粹理性概念は、たとえそれ自身が客観的認識を与え得ないにしても、客観的な悟性認識のための統制的原理として働く限りにおいては、尚、悟性概念に関係するが、美感的理念は、このような悟性概念との関わりをも欠くところの、全く直観に関わる理念なのである。因みに、カント美学においては、このような美感的理念がより具体的に、「象徴」として発展的に考えられている (vgl., V.352) ように思われる。ここでは、これに触れる余裕はない。

カントは、〈自然の合目的性〉に含意される〈超感性的な基体としての自然の理念〉によって、趣味能力の謎を解く究極の鍵が与えられると説く。しかしカントは単に、そのように語るのみで、その鍵がそもそも何であり、又どこから与えられてくるのかを、見届けようとはしない。

「……超感性的なものの無規定的な理念は……だがしかし、何ものによってもそれ以上に概念的に把握され得ないのである (V.341)」

このカントの言明は、丁度、『道徳形而上学への基礎付け』の結尾において、「我々は、道徳的命法の実践的無制約的必然性を概念的に把握しない (IV.463)」と言われていることと、気脈を相通じているように思われる。カントの「趣味の批判」における、こうした自らの理論的立場が、「合目的性の實在論」から峻別されるべき「合目的性の観念論」とされる (V.347)。カントは、「自然が何であるか、或いは我々に対して目的として何であるかではなくて、いかにして我々は自然を迎え入れる aufnehmen のであるか (V.350)」と、問う立場に留まるのである。

我々は、趣味判断における〈自然の合目的性〉を、カウルバッハの見解にならって、反省的判断力の超越論的投企としての〈我々に恵みを与える自然〉として理解する。しかしこの場合、この「自然」は根本的には、判断力自身の自己自律としての超越論的営為に根差しているのである。従ってカントによれば、自然の恵みは、「それと共に我々が自然を迎え入れるところの恵み」であっても、端的に「自然が我々に表示してくれる恵み」であるとは言い切れないのである (V.350)。そのような意味では、カントにおいて、単に個々の趣味判断の当否だけではなくて、趣味経験のための超越論的原理としての〈自然の合目的性〉の存在意義も又、その視座のもとで自然を反省的に判断し解釈する反省の主観の側に、かかるものとしての人間の弛まざる営為に委ねられているとも言えるのである。

## カントの「自然の合目的性」(Ⅱ)

### [註]

※ 『純粹理性批判』以外のカントの著書からの引用については、アカデミー版全集により、その引用箇所を本文中の( )内に巻数とページ数で示す。『純粹理性批判』からの引用箇所は、A版、B版により、同じく本文中の( )内にA、Bの記号を附したページ数で示す。

(1) 大西克禮「美意識論史(下)」(岩波講座哲学, 昭和8年)65ページ参照。

(2) Vgl. Karl Vorländer, *Immanuel Kant*, 2. Aufl. 1977, S. 403f. 「……カント就中彼の美学は、個人的な実践的芸術観の貧困にもかかわらず、我々の二人の偉大な創造的芸術家の理論的教師となった。即ち、シラーと、彼をとおしてのゲーテとである。というのはカント美学の真の門弟は、彼らにこそ認められるべきであって、カントの『第三批判』の根本思想を冗長な注釈や干からびた概論の形で反芻したり纏れさせたりする独立心のない人達ではないからである(a. a. O.)」

(3) Vgl. X. 490, 514~5. カントは、1787年6月25日付のシュッツ宛の書簡で「私は直ちに趣味の批判の基礎に取りかからなくてはならない」と告げ、同年12月28日付の書簡でラインホルトに対して「私は目下、趣味の批判に携わっており、これを機縁にして従来のものとは異なる新しい類のアプリオリの原理が発見されるであろう」と述べ、この著作の原稿を「趣味の批判」の題目で同年の復活祭の頃に脱稿する趣旨を予告している。

(4) 拙稿「カントの『自然の合目的性』(Ⅰ)——論理的合目的性について——」(福井医科大学一般教育紀要 第3号, 1983年)を参照されたい。そこでは、〈自然の論理的合目的性〉が『第一批判』における理性の課題としての「悟性認識の体系的統一」と密接な関連を有するが、しかし、これに完全に収まり得るものかどうかは問題になることに言及された。

(5) Vgl. IV. 413 FuBn. 460 FuBn. 従って又「感覚的関心」は「幸福の感性的原理の下にある傾向性の関心」とも規定される(vgl. V. 120)。

(6) 「……美への快は、享受の快でも合法的活動の快でも、又理念に基づく思弁的観想の快でもなくて、単なる反省の快である(V. 292)。」

(7) 本稿15ページ参照。

(8) 本稿13ページ参照。

(9) Vgl. F. Kaulbach, *Ästhetische Welterkenntnis bei Kant*, 1984, S. 55. 彼によれば、美感的判断では構想力が悟性の規則から自由でありながら悟性と調和することが決定的なことであって、この構想力の自由こそ、「形象産出」の自由として、「自然の自由」に呼応するとされる。

(10) Vgl. H. Cohen, *Kants Begründung der Ästhetik*, 1889, S. 174~5.

(11) カントによると、客観的合目的性は「多様の一定の目的への関連」によってのみ認められるものである。それは「外的な客観的合目的性」と「内的な」それとに一応区別される。前者が「対象の有用性 Nützlichkeit」を意味するのに対して後者は、「対象の完全性」と同一である。この区別は、目的的概念が当の対象とは別(外)の対象に措定されるか、或いは目的的概念が「対象の内的可能性の根拠

を含む」概念であるかの相違である。カントは前者としては、快適なるもののために使用される手段としての事物（道具）の在り方の原因性を、後者については、道徳的行為や道徳的対象に対する道徳的意志（善なる意志）の原因性、及び、有機体における部分と全体との相互の関係の原因性を、各々モデルとして考えているといつてよい（vgl., V.226~7）。

(12) カントには「客観の主観的合目的性の表象は快の感情と全く同一である（XX.228）」とか「単に形式的な合目的性の意識は……快それ自身である（V.222）」とかの表現が見られる。

(13) 本稿20ページ参照。

(14) vgl., F. Kaulbach, *op. cit.*, S. 49.

(15) 因みにカントは美感的判断力の経験的使用について次のように述べる。美感的判定にあつて判断力は「二つの認識能力の自由における調和的……活動に対する表象の適合性を知覚する（V.292）」（傍点筆者）。

(16) Vgl., F. Kaulbach, *op. cit.*, S. 81ff.

(17) Vgl., *a. a. O.*, S. 64, S. 68f.

(18) Vgl., *a. a. O.*, S. 68.

(19) *a. a. O.*, S. 57.

(20) *a. a. O.*, S. 61.

(21) Vgl., *a. a. O.*, S. 64, S. 68.

(22) *a. a. O.*, S. 68.

(23) *a. a. O.*, S. 55.

(24) Vgl., *a. a. O.*, S. 59.

(25) *a. a. O.*, S. 19.

(26) *a. a. O.*, S. 48.

(27) H. コーエンによると、〈自然の技巧〉において、自然と技巧 *Kunst* とが合目的性の原理を媒介として深く浸透し合うのであるが、しかし両者の本来の関係が逆転されるといわれる。即ち、ここでは自然を模倣する技巧が問われるのではなくて、逆に、技巧が「自然の原型」として現出することが肝心なのである。そしてそのような、自然と技巧との逆転の関係が他ならない「天才」において成就されると見る。即ち自然の技巧は常に天才の技巧である。従つて、表象諸力の自由な生動としての意識の合目的性が〈自然の合目的性〉を表示するだけではない。意識の合目的性が自然を技巧—自然へと「改造する *umschaffen*」のであり、「美感的アプリアリとして、合目的性が、あらかじめ産出された自然を技巧へと改造する」のである。このように美感的アプリアリを意識の合目的性と見て、これが自然を技巧へと改造すると見るコーエンの解釈は、〈自然の合目的性〉を総じて理性理念と同一視し、この理念の超越論的意義を経験に課せられた「課題」とか、経験にとっての「限界概念」に認めるコーエンの理想主義的な考え方に帰因するように思われる。我々は、このような見方に同意できない。美感的判断力の原理としての〈自然の合目的性〉には、意識の合目的性を超える面があると思われる。

## カントの「自然の合目的性」(Ⅱ)

カントにおいても〈自然の技巧〉には、たとえ控え目な主張ではあっても、自然の一種の存在論的な規定への傾きがある。従って我々は、〈自然の合目的性〉に関して、〈我々に恵みを与える自然〉更に言えば〈自由な自然〉の契機を重視するカウルバッハの解釈に、むしろ与したい。Vgl. H. Cohen, *op. cit.*, S198~201.

(28) 云うまでもなくカントにとって厳密な意味での自然の合法則性は、「悟性のアプリアリの原理に基づく (XX.246)」というし方でしかありえない。しかしここでは「美感的合目的性は、自由における判断力の合法則性である (V.270)」という言い方に依っておく。

(29) この引用箇所ではカントは、〈自然の合目的性〉に、自然と自由とを媒介する意義を与えるが、その際しかし、〈認識諸能力の調和的合致〉が自発的とされ、この意識自体が自由であるかのように、述べている。しかし我々はこれまで検討してきたように、自然と自由との媒介としての〈自然の合目的性〉に関して、自由が問題とされるとすれば、その「自由」は基本的には〈調和的合致〉の超越論的根拠としての〈自然の合目的性〉それ自身に関係付けられなくてはならないと思う。